

入札公告

令和7年(2025年)2月10日

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき、公告する。

下関市長 前田 晋太郎

記

- 1 件名 基幹系システム標準化に伴うパソコン及びプリンター式の賃貸借業務
- 2 納入場所 下関市役所田中町庁舎1階
- 3 概要 基幹系システムの標準化に伴い、パソコン及びプリンター式の新規賃貸借を行うもの
- 4 契約期間 契約締結日から令和12年4月30日まで
- 5 履行期間 令和7年5月1日から令和12年4月30日まで
(賃貸借期間)
- 6 入札条件
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
(2) この公告の日から落札者の決定までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置(以下「指名停止措置」という。)を受けていないこと。
(3) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の大分類「賃貸借(リース)」小分類「コンピュータ及び周辺機器」に登録があること。
- 7 申請方法
別紙3「入札参加資格確認申請書」及びそれに記載する必要書類を、下関市総合政策部情報政策課に提出のこと。郵送の場合は、「一般書留」又は「簡易書留」等発送

事実を証することができる方法による場合に限り受け付けるが、下記に示す期間内に必着のこと。また、「入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

- 8 申請書提出期限 令和7年2月17日(月)午後5時まで
提出先 〒750-8521
下関市南部町1番1号
下関市役所 本庁舎西棟6階 情報政策課

9 事後審査

開札後、落札候補者の通知を受けた者は、入札日の翌日までに、別紙9「納入予定賃貸借(リース)物件調書」を電子メールにて下関市総合政策部情報政策課に送付すること。(電子メールアドレス ssjohosh@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

期限までに提出がない場合又は審査の結果入札参加資格に該当しないことが判明した場合は、失格とする。

10 入札参加資格の決定

参加資格の審査結果は、別紙7「入札参加資格確認通知書」にて、令和7年2月19日(水)までに通知する。

11 質問の方法

(1) 本入札に関する質問はファクシミリ又は電子メールによること。

(2) 発送後は到着確認を行うこと。

(3) 質問の受付期間

令和7年2月10日(月)から令和7年2月17日(月)午後5時まで

(4) 質問の回答

令和7年2月19日(水)までに入札参加資格を有する質問者全員に電子メールにて回答する。

(5) 問合せ先 下関市総合政策部情報政策課

FAX番号 083-231-1625

電子メールアドレス ssjohosh@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

12 入札方法

(1) 入札書を「13 入札(開札)日時等(2)入札(開札)場所」に持参すること。

(2) 入札において使用する様式は、別紙4「入札書」を使用すること。

(3) 入札書への記載額は、総額によるものとする。

(4) 入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって申し込みがあったものとするので、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 代理人をして入札させるときは、別紙5「委任状」を入札時に提出すること。

13 入札（開札）日時等

- (1) 入札（開札）日時 令和7年2月26日（水）午後2時00分から
- (2) 入札（開札）場所 下関市役所 本庁舎西棟6階 OＡセンター

14 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

15 契約保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

16 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

下関市ホームページ

(2) 日時

令和7年2月10日（月）午後1時から令和7年2月17日（月）午後5時まで

17 入札の注意事項

(1) 入札において、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(ア) 入札に参加する資格を有しない者のしたもの。

(イ) 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの。

(ウ) 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの。

(エ) 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。

(オ) 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。

(カ) 虚偽の申請を行った者のしたもの。

(キ) 金額を訂正した入札書によるもの。

(ク) 明らかに連合によると認められるもの。

(ケ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書によるもの。

(コ) 再度入札において、初回入札又は2回目の入札における最低入札価格を下回らない金額を記入したもの。

(サ) その他当該入札に関する公告に掲げる条件に違反したもの。

(2) 入札参加者が落札者の決定までに入札条件を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。

(3) 開札をした場合で、下関市契約規則第9条第1項の規定により定めた予定価格以下の入札がないときは、初回の入札の継続として、予定価格に達するまで、2回（初回入札を含め3回）を限度に再度入札を行う。

(4) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

(5) 入札参加資格確認申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。なお、入札参加資

格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。

- (6) 落札者が、契約時までに入札条件を満たさなくなったとき又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 入札会場への入場は、1名までとする。
- (8) 入札参加資格者は、入札の執行（以下「入札執行」という。）が完了に至る前までは、いつでも当該入札を辞退することができる。また、当該入札を辞退するときは、次の各号掲げるところにより申し出るものとする。
 - (ア) 入札執行前には、別紙6「入札辞退届」を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行うものとする。
 - (イ) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行うものとする。
- (9) 記載した文字を容易に消去できる筆記用具(消せるボールペン等)は使用しないこと。